

平成 28 年 10 月 14 日

各障害者団体代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長

「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定について（通知）

日頃から本県の障害福祉行政の推進につきましてご協力いただき、ありがとうございます。

県では、これまで、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざして、取り組んできました。

しかし、7月26日に、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件は、障害者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

そのため、障害者団体等から、障害者への差別が助長されるのではないかと懸念する声があがっています。

そこで、このような事件が二度と繰り返されないよう、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会を実現するというメッセージを一日も早く表明するため、別添のとおり「ともに生きる社会かながわ憲章」を県議会の同意の議決をいただき策定しました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、多くの皆さまにメッセージを届けるため、以下のアドレスから「憲章」を出力していただき、事務室内等に掲示をしていただくとともに、様々機会に「憲章」を広めていただくようお願いいたします。

県では、今後、この「憲章」に基づき、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた施策を強力に推進してまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○「ともに生きる社会かながわ憲章」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535463/>

○知事メッセージ

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535096/>

なお、知事からのメッセージはかなチャンTVでも配信しています。

かなチャンTVでは、県の取り組みやかながわの魅力、県民の皆さんの関心の高い情報等、子どもから大人まで幅広い年代層に向けた情報を発信していますので是非ご覧ください。

問い合わせ先

調整グループリーダー 榎本

電話 (045) 210-4703

ファクシミリ (045) 201-2051

# ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

— 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします

— 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します

— 私たちは、障がい者の社会への参加を  
妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や  
差別も排除します

— 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

神奈川県